

「ローラー運転の業務特別教育」のご案内

ローラー運転の業務には、労働安全衛生法第59条第3項（特別教育の実施）、労働安全衛生規則第36条（特別教育を必要とする業務）第10号（ローラーの運転の業務）の規定により、特別教育を修了した者でなければ従事することができません。

当協会では、(一社)中部労働技能教習センターと協議し、下記により「ローラー運転の業務特別教育」を実施しますので、この機会に受講されますようご案内いたします。

記

1. 開催日時・場所

※ 受付 午前7時45分 ・ 開講 午前8時

開催日	年間(R6.4.1～R7.3.31)随時受付(別紙予定表参照)
締切日	各開催日の2週間前
定員	20名(締切日前であっても定員になり次第締め切ります。)
会場	(一社)中部労働技能教習センター松本会場 松本市島内(小宮)729-1 電話 0263(47)4443

2. 受講料等

所要日数	学科	実技	受講料 (消費税込)	教材費 (消費税込)
2日	6時間	4時間	15,400円	2,200円

3. 受講申込み等

(1) 申込先 (一社)松本労働基準協会 松本市大字島内 3427 番地 51
TEL 0263 (40) 3600 FAX 0263 (48) 1388

(2) 提出書類

受講申込書	お申込は先着順となります。先に当協会へFAXし、その後郵送願います。受講料の支払方法等は、後日FAX致します。
写真(縦3.0cm 横2.5cm)1枚	受講申込書に貼付して下さい。(写真は申請前6カ月以内に撮影したもの)

※外国籍の方は、在留カード・住民票・旅券・外国人登録証明書のいずれかの写しを添付して下さい。
旧姓、通称併記をご希望の場合は、お名前の確認できる住民票、自動車運転免許証(氏名併記済)等の公的な証明書の写し添付。

4. 当日の持参品(昼食は各自ご用意願います。)

学科：筆記用具、受講票

実技：作業着、安全な靴、軍手、ヘルメット(ある方は持参して下さい。)

長めの靴下(ズボンの裾を入れるため)、雨具、印鑑(修了証交付時に使用)

5. その他

「人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)」が受けられます。

お問い合わせは

〒380-0935

長野市中御所1-22-1

長野労働局 職業安定部 電話 026(226)0866

ローラー運転の業務に係る特別教育 受講申込書

受付年月日	令和 年 月 日		
受付番号	第 号		
(一社) 中部労働技能教習センター所長 殿 次のお通り受講申込みいたします。			
申込み日 令和 年 月 日			
ふりがな			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>上三分身 写真 1枚 縦 3cm × 横 2.5cm 正面・脱帽 無背景 表面に氏名を記載</p> </div>
氏名	(旧姓・通称名)		
※旧姓等を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無 有 / 無 (いずれかを○で囲む) (確認ができる住民票、自動車運転免許証等の公的な証明書のコピーが必要です)			
生年月日	昭和・平成 年 月 日生 歳		
現住所	〒 (—) 都・道 府・県 市・区 郡		
	電話	携帯電話	FAX
勤務先	会社名		
	〒 (—) 都・道 府・県 市・区 郡		
	電話	FAX	
受講希望日	令和 年 月 日 ~ 月 日		
受講希望会場 <small>(希望会場に○して下さい)</small>	飯田・松本・長野・佐久・その他	入校通知 送付先	勤務先・現住所

【注意】 ○全日程とも、講習開始時刻に遅刻した場合は、理由の如何を問わず講習時間が不足するため受講できません。
時間に余裕をもってお早めに受講会場へお越しください。

○受講料及び教材費は原則として受講申込書をお送りいただいた後、受講日前までに納入をお願いします。

【個人情報の取扱い】

ご記入いただきました個人情報は、労働安全衛生法に基づく講習等の実施、修了証交付等の目的以外には使用しません。
また、お預かりした個人情報は、当センターが責任をもって管理いたします。

* 下の欄は当所で記入します。			
入所日	修了証番号		
修了日			
受講料	教材費	記事	

【ローラー運転の業務特別教育 標準時間割】

【2日間】

(一社)中部労働技能教育センター

学科 6時間
実技 4時間

休憩時間 学科 1時間毎5分間
実技 AM10:00～ 15分間

7時45分～受付 8時講習開始

1日目	時間	講習科目	講習時間
	8:00～12:15	ローラーの知識	4.0
	12:15～13:00	昼休み	
	13:00～14:00	力学に関する知識	1.0
	14:05～15:05	関係法令	1.0
	15:10～15:40	学科修了試験	

2日目	時間	講習科目	講習時間
	8:00～12:15	ローラーの運転(実技)	4.0
	12:20～	実技終了後、修了式実施。	実技 4時間

松本会場

※労働安全衛生法等に基づいて講習日程を設定しています。そのため、全日程ともに講習開始時間に遅刻した場合には講習時間が不足するため受講することができません。(後記の「受講にあたっての注意事項」を必ずご確認ください。)

区分	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2025年1月	2025年2月	2025年3月
技能講習	移動式クレーン運転士(つり上げ荷重5t以上)			3~8 (月~土)				21~26 (月~土)				3~8 (月~土)	
	車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転 (機体質量3t以上)	8~12 (月~金)	13~17 (月~金)	3~7 (月~金)	8~12 (月~金)	19~23 (月~金)	24~28 (火~土)	21~25 (月~金)	25~29 (月~金)	9~13 (月~金)	14~18 (火~金)	3~7 (月~金)	10~14 (月~金)
	車両系建設機械(解体用)運転(機体質量3t以上)		7 (火)		26 (金)		9 (月)		18 (月)		24 (金)		21 (金)
技能講習	不整地運搬車運転(最大積載量1t以上)		1~2 (水~木)		29~30 (月~火)				5~6 (火~水)		29~30 (水~木)		
	高所作業車運転(作業床の高さ10m以上)	18~19 (水~木)	23~24 (水~木)	12~13 (水~木)	4~5 (水~木)	5~6 (月~火)	13~14 (金~土)	28~29 (月~火)	14~15 (水~金)	23~24 (月~火)	27~28 (月~火)	13~14 (水~金)	27~28 (水~金)
講習	小型移動式クレーン運転(つり上げ荷重5t未満)	※松本会場で小型移動式クレーン運転技能講習のみを受講する日程は、下記の小型移動式クレーン運転技能講習+玉掛け技能講習(計5日間)の日程の初日から3日間となります。											
	フォークリフト運転(最大荷重1t以上) ※赤字は休日講習	15~18 (月~木)	20~23 (月~木)	17~20 (月~木)	1~4 (月~木)	7~10 (水~土)	17~20 (火~金)	15~18 (火~金)	11~14 (月~木)	16~19 (月~木)	20~23 (月~木)	25~28 (火~金)	24~27 (月~木)
特別教育	シヨベルローダー等運転(最大荷重1t以上)	13~14~20~21 (土・日~土・日)	7~10 (火~金)	22~23~29~30 (土・日~土・日)	22~25 (月~木)	8/31~9/1~9/7~8 (土・日~土・日)			9~10~16~17 (土・日~土・日)				1~2~8~9 (土・日~土・日)
	小型移動式クレーン運転(つり上げ荷重5t未満)+ 玉掛け(つり上げ荷重1t以上) 玉掛け(つり上げ荷重1t以上)+ クレーン運転特別教育(つり上げ荷重5t未満) セット講習	1~5 (月~金)	27~31 (月~金)	24~28 (月~金)	16~20 (火~土)	26~30 (月~金)		2~6 (月~金)	9/30~10/4 (月~金)				17~21 (月~金)
特別教育	小型車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転 (機体質量3t未満)	11~12 (水~金)	16~17 (水~金)	20~21 (水~金)		22~23 (水~金)	26~27 (水~金)		7~8 (水~金)	12~13 (水~金)	6~10 (月~金)	10~12 (月~水)	18~19 (火~水)
	ローラー運転	24~25 (水~木)	4/30~5/1 (火~水)	14~15 (金~土)		5~6 (水~金)	2~3 (月~火)		10/31~11/1 (水~金)	25~26 (水~木)	30~31 (水~金)		3~4 (月~火)
特別教育	高所作業車運転(作業床の高さ10m未満)		27~28 (月~火)	10~11 (月~火)		26~27 (月~火)		30~31 (水~木)		24~25 (火~水)			5~6 (水~木)
	フォークリフト運転(最大荷重1t未満)												6~7 (水~金)
安全衛生教育	巻上げ機(ウインチ)												
	フルハーネス型墜落防止器具使用作業	10 (水)		10 (月)		21 (水)		15 (火)	19 (火)	20 (金)		10 (月)	
安全衛生教育	フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育			24 (月)									
安全衛生教育	はい作業従事者安全衛生教育						24 (火)						

長野会場

※労働安全衛生法等に基づいて講習日程を設定しています。そのため、全日程ともに講習開始時間に遅刻した場合には講習時間が不足するため受講することができません。(後記の「受講にあたっての注意事項」を必ずご確認ください。)

区分	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2025年1月	2025年2月	2025年3月
技能講習	車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転 (機体質量3t以上)	1~5 (月~金)	7~11 (火~土)	3~7 (月~金)	1~5 (月~金)	7/29~8/2 (月~金)	2~6 (月~金)	9/30~10/4 (月~金)	10/28~11/1 (月~金)	2~6 (月~金)	6~10 (月~金)	10~14 (月~金)	3~7 (月~金)
	車両系建設機械(解体用)運転(機体質量3t以上)		8 (月)		10 (月)	8 (木)		7 (月)		9 (月)		21 (金)	
	不整地運搬車運転(最大積載量1t以上)	15~16 (月~火)	1~2 (水~木)	26~27 (水~木)		17~18 (水~木)			15~16 (火~水)	7~8 (水~金)	12~13 (水~金)	27~28 (月~火)	
技能講習	高所作業車運転(作業床の高さ10m以上)	11~12 (水~金)	1~2 (水~木)	11~12 (火~水)	17~18 (水~木)	6~7 (火~水)	17~18 (火~水)	9~10 (水~木)			16~17 (水~金)	17~18 (月~火)	
	小型移動式クレーン運転(つり上げ荷重5t未満)	※長野会場で小型移動式クレーン運転技能講習のみを受講する日程は、下記の小型移動式クレーン運転技能講習+玉掛け技能講習(計5日間)の日程の初日から3日間となります。											
講習	シヨベルローダー等運転(最大荷重1t以上)			17~20 (月~木)									24~27 (月~木)
	小型移動式クレーン運転(つり上げ荷重5t未満)+ 玉掛け(つり上げ荷重1t以上) 玉掛け(つり上げ荷重1t以上) クレーン運転特別教育(つり上げ荷重5t未満) セット講習	13~17 (月~金)	22~26 (月~金)	24~25 (月~金)	22~26 (月~金)	9~13 (月~金)			11~15 (月~金)		20~24 (月~金)		10~14 (月~金)
特別教育	小型車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転 (機体質量3t未満)	17~18 (水~木)	24~25 (月~火)	13~14 (水~金)		21~22 (水~木)		17~18 (水~金)		16~17 (月~火)		19~20 (水~木)	
	ローラー運転		13~14 (水~金)	1~2 (水~木)		24~25 (火~水)						26~27 (水~木)	
特別教育	高所作業車運転(作業床の高さ10m未満)												19~21 (水~金)
	フルハーネス型墜落防止器具使用作業		21 (火)		16 (火)		26 (木)		19 (火)	20 (金)	29 (水)		28 (金)

※月別講習計画の他にも、講習10名程度の受講者により特別講習や出張講習も実施可能ですので、お気軽にご相談ください。なお、出張講習の場合は、受講料及び教材費とは別に、移動等のための諸費用の一部を負担して頂くこととなります。